

## 議第56号

### 琵琶湖流域下水道東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

琵琶湖流域下水道東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2第1項の規定により県の行う琵琶湖流域下水道東北部処理区の管理に要する経費について、平成27年4月1日から関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、同法第31条の2第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 関係市町

彦根市、長浜市、東近江市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町

2 負担すべき金額

一般排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートル当たり60.4円を乗じて得た額

特定排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートル当たり70.8円を乗じて得た額